

『一般社団法人 日本透析医学会定款施行細則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">日本透析医学会定款施行細則</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 委員会</p> <p>第19条 常置委員会の委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。</p> <p>2. 委員の任期は <u>2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>3. 各委員会に1名以上の理事が含まれていなければならない。</p> <p>附則</p> <p>1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附則 （平成29年6月15日一部改正） 本細則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則 （平成30年6月28日一部改正） 本細則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則 （令和2年6月11日一部改正） 本細則の一部改正は、同日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">日本透析医学会定款施行細則</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 委員会</p> <p>第19条 現行どおり</p> <p>2. 委員の任期は日本透析医学会定款第17条第1項の規定を準用する。ただし、<u>再任を妨げない。</u></p> <p>3. 現行どおり</p> <p>附則</p> <p>1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附則 （平成29年6月15日一部改正） 本細則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則 （平成30年6月28日一部改正） 本細則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則 （令和2年6月11日一部改正） 本細則の一部改正は、同日から施行する。</p> <p>附則 <u>（令和 年 月 日一部改正）</u> 本細則の一部改正は、同日から施行する。</p>